

離婚後の親子の面会交流の法整備等に関する意見書

我が国では、離婚に際し、民法第819条により子どもの親権を父母のどちらか一方に定める単独親権制度をとっている。また、民法第766条には、養育していない親と子どもとの面会交流についての規定がなく、親権者でない親と子は、お互い自由に交流することが法的に保障されていないため、裁判所で調停を経て面会交流の取り決めを行ったとしても、子どもとの交流は養育している親の意向に左右されているのが実情である。

こうした実態は、離婚時における子どもの奪い合いを激化させる原因にもなっており、多様な親子や家族のあり方が模索される中、子どもの最善の利益を考え、その視点に立った改善が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、離婚しても豊かな親子の交流を可能とするため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 DVや虐待等の事情も考慮して、離婚後、親権者でない親と子が、実効性のある面会交流が可能となるよう法整備を行うとともに、子どもの利益にかなう親権制度の見直し・検討を進めること。
- 2 第三者による仲介への支援、離婚後の親子関係についての教育プログラムの提供、子の年齢に応じた面接交渉のガイドラインの整備など、離婚後の親子の面会交流への公的支援体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月30日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各1通）